【課徴金額】　2,415万円
【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成22年10月８日
課徴金納付命令日　平成22年11月２日
なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑦　株式会社ゼクスに係る有価証券報告書等の不提出に係る課徴金納付命令勧告
【勧告年月日】　平成22年11月19日
【勧告の対象となった違反事実】
株式会社ゼクスは、関東財務局長に対し、
１．金商法第24条の４の７第１項の規定に違反して、第14期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年２月第３四半期四半期報告書）を同四半期連結会計期間経過後45日以内の平成22年４月14日までに提出しなかった。
２．金商法第24条第１項の規定に違反して、第14期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成22年５月期有価証券報告書）を同事業年度経過後３月以内の平成22年８月31日までに提出しなかった。

同社については、当証券監視委の検査の過程において、遅くとも平成19年９月までに同社が行った債務保証及び保証類似行為（平成22年５月31日時点の主債務残元本は、10,983百万円。以下「債務保証等」という。）の存在及び債務保証等に係る主債務者の財政状態の悪化が認められているところである。したがって、同社は、少なくとも第14期事業年度連結会計期間（平成21年６月１日から平成22年５月31日まで）の連結財務諸表について、債務保証等に対する債務保証損失引当金の計上を反映してこれを作成した上で、当該連結財務諸表を記載した第14期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書を、金商法第24条第１項に定める事業年度経過後３月以内に関東財務局長に提出すべきである。

また、その後も、主債務者の財政状態の悪化が継続し、債権者等から債務保証等に対する履行請求を受けている。しかしながら、同社は、資金繰りに余裕がないこと等を理由に、会計監査人の選任並びに上記四半期報告書及び有価証券報告書の作成を未だに行わず、長期に亘って、こうした同社の財政状態を同社の株主等市場関係者に対して何ら開示していない状態を継続している。
【課徴金額】　3,999万9,999円
【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成22年11月19日
課徴金納付命令日　平成22年12月21日
なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑧　株式会社ディー・ディー・エスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告
【勧告年月日】　平成22年11月19日
【勧告の対象となった違反事実】
１．株式会社ディー・ディー・エスは、東海財務局長に対し、棚卸資産の架空計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項及び金商法第172条の４第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成21年３月31日	第14期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成20年12月期有価証券報告書）	平成20年１月１日～平成20年12月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲1,889百万円であるところを▲1,828百万円と記載	棚卸資産の架空計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額が175百万円であるところを237百万円と記載	
2	平成21年５月15日	第15期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年３月第１四半期四半期報告書）	平成21年１月１日～平成21年３月31日の第１四半期連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が▲275百万円であるところを▲215百万円と記載	棚卸資産の架空計上等

(注)　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

２．株式会社ディー・ディー・エスは、東海財務局長に対し、
⑴　平成21年６月10日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成20年12月期有価証券報告書（上表番号欄１参照）及び平成21年３月第１四半期四半期報告書（上表番号欄２参照）を組込情報とする有価証券届出書（普通株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成21年７月24日、40,676株の株式を406,760,000円で取得させ、
⑵　平成21年６月10日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成20年12月期有価証券報告書（上表番号欄１参照）及び平成21年３月第１四半期四半期報告書（上表番号欄２参照）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成21年７月24日、2,000個の新株予約権証券を200,000,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金商法第172条の２第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。
【課徴金額】　3,330万円
【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成22年11月19日
審判手続中（平成23年５月31日現在）

⑨　株式会社ローソンエンターメディアに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告
【勧告年月日】　平成22年11月24日
【勧告の対象となった違反事実】
株式会社ローソンエンターメディアは、関東財務局長に対し、貸倒引当金の過少計上により、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項及び金商法第172条の４第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。